

事業主の皆様へ  
(雇用保険用)

平成27年度

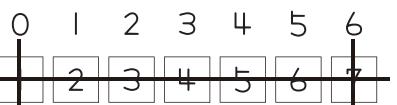
# 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・金融機関・郵便局へ

申告・納付は6月1日(月)から7月10日(金)までに

## ◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) □枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からのはみだしがないように注意してください。

0 1 2 3 4 5 6 7  
<訂正方法>  訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。(最寄りの労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。  
なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書の□枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。
- (5) 申告書の記載内容について、厚生労働省が委託した民間業者より照会させていただく場合があります。

- 現在、労働者がいない場合、または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。
  - 期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・一般拠出金の10%)を課す場合がありますので注意してください。
  - 申告・納付期日最終日である7月10日(金)は、労働局・金融機関・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
  - 電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能ですが(詳しくはP.19を参照)。
  - 口座振替により、労働保険料を納付することができます。(詳しくはP.25を参照)
- ※年度更新手続期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんのでご留意ください。